

緊急防災・減災事業債の期限延長について

中国部会提出

近年、気候変動の影響等により、自然災害が激甚化、頻発化する傾向にあり、各地で甚大かつ深刻な被害がもたらされている。また、南海トラフ地震の発生も懸念されている。

平成30年7月豪雨をはじめ、令和5年8月にも岡山県北部で台風7号による被害が発生するなど、県内各地では災害の復旧・復興に取り組むとともに、国土強靱化を目的とした様々な防災・減災対策の取り組みを進め、地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。

こうした状況の中、国の南海トラフ地震による被害想定の見直しに伴い、岡山県でも令和6年度からその被害想定の見直しを行うこととされており、それを受け、県内の市町村はそれぞれの被害想定を基に防災・減災対策を見直すとともに、災害対策基本法に基づく防災情報ネットワークの高度化を予定している。

また、令和6年能登半島地震におけるライフラインの復旧、物資輸送、避難所の生活環境などの様々な課題を検証し、今後の防災・減災対策に反映させることが必要である。

これらの取組を継続的かつ着実に推進し、住民の安全・安心な暮らしを守るためには、将来にわたって安定的で必要かつ十分な財源の確保が重要である。

については、令和7年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債を、令和8年度以降も継続し、必要に応じて対象事業の更なる拡充を含めた確実な財源措置を行うとともに、地域の実情に即した柔軟な対応を図るよう、強く要望する。